

加古川市農業集落排水処理施設への新規接続基準

平成 27 年 4 月 1 日

1. 目的

加古川市農業集落排水処理区域内で新たに汚水排水を農業集落排水処理施設へ接続しようとする者に対し、その可否並びに事務手続きを円滑に指導するため基準を設定する。

2. 新規接続対象

当該処理施設（人孔、管路）へ本管及び取付管を接続するものをいう。

3. 対象汚水

- (1) 住居及び事務所、喫茶店、理容店その他これらと同等のものから排水されるし尿及び生活雑排水（炊事、洗濯、風呂など）及び事業用排水（油脂類等下水道管に支障をきたす排水は除く。）等の汚水。
- (2) 特に管理者が必要と認めたもの。

4. 接続できない汚水

- (1) 雨水及び工場・重金属等の有害物質を含む廃水。
- (2) 畜産等の廃水。
- (3) 仮設事務所等これらに類する一時的な排水。ただし、法令による許可を得たものは除く。
- (4) その他処理施設に支障を及ぼす恐れがあるもの。

5. 処理方式

分流式（汚水と雨水を別々に集水処理）

6. 流入水質基準値

BOD（生物化学的酸素要求量）	： 200mg/L以下
SS(水中浮遊物質)	： 200mg/L以下
T-N	： 43
T-P	： 5

7. 処理施設（管路部）への新規接続方法

- (1) 下水道本管は、塩化ビニール管φ150mmとする。
- (2) 取付管は、塩化ビニール管φ100mmとする。
- (2) 取付管ますの構造は、公共下水道に準ずる。
- (3) 取付蓋は「農集」用蓋を使用すること。
- (4) 取付ますは、境界から1m以内に設置すること。

8. 排水処理施設への流入許可

本事業は、各地区の受益者の同意を得た参加事業であり、参加地（1宅地）に1カ所取付管ます（以下「取付管ます」という。）を設置済みである。また、1宅地につき13万円の受益者分担金を賦課済みである。

各地区の下水道供用開始後において新たに接続するときは、以下のとおりとする。

（1）新規接続の確認

- ・ 各地区の排水処理施設の計画処理量をもって、流入許可の限度とする。
（新規接続申請において、当該処理施設の排水処理量を確認し、協議排水量が流入限度量内であること。）
- ・ 当該地区の既排水施設（管路・マンホールポンプ等）に支障のないこと。

（2）流入許可の限度

処理施設の計画処理量から事業参加者の排水量（1戸当たりの日平均排水量）と各地域の将来流入率（事業参加者の1割）を差引いた後の排水量を流入限度量とし、これに申請排水量が満たない場合に許可するものとする。また、新規接続（1敷地）の排水量は2ヶ月で100m³を上限とする。

（3）受益者分担金

新規接続については、賦課はしない。（加古川市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例第4条に準拠）

（4）新規接続にかかる工事費

工事費用は、すべて申請者負担とする。

（5）排水設備計画確認申請及び検査

公共下水道に準ずる。

9. この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途協議する。